

毎週火、金曜日発行(但休日になる場合は翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

目次  
◇監査公告 昭和二十九年年度経済部の定期監査の結果公表

## 監査公告

鳥取県監査公告第三百三十九号

地方自治法第九十九条の規定に基き、昭和二十九年年度に係る経済部の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十一年二月二十九日

鳥取県監査委員	松本利治
同	山本四郎
同	大西節夫
同	近藤一

監査箇所	執行年月日
農政課	昭和三十年十一月十六日
林務課	同
蚕糸課	同
農地開拓課	同
農業改良課	同 年十一月十七日
商工業課	同 年十一月十八日
畜産課	同
水産課	同
耕地課	同
農政課	昭和三十年十一月十六日監査

### 監査概況

一 農業協同組合の健全なる育成指導について一層積極的対策が必要と認められた。最近の農家経済の影響等によ

つて、県下組合の大部分が深刻な経営難に直面してき  
たことは真に憂慮すべき処である。特に当課としても  
組合の資金対策、経営、合理化の指導、或いは検査等  
を推進しつつあるが、経費或いは陣容の点において制  
約を受け充分の成果を期し難い面があるので、この点、  
関係当局は配意し、積極的方策を樹てるとともに指導  
体制を整え強力に推進すべきである。

二 単位農協の検査については、積極的対策を樹て計画  
的しかも効率的に実施すべきである。法定検査に当つ  
ては、本年度も引続き県指導連に委託費三十万円をも  
つて検査事務の一部を委託し、県と合同して実施しそ  
の状況は、対象一八一組合、連合体二二の中、常例検  
査 部分検査及び再建整備法に基く検査を一四七組合  
と七連合会を実施していたが、その結果から見ると一  
般に農家経済の深刻化と、中には一部役職員の不当、  
不法行為等が経営不振の因をなしている組合が多いよ  
うであるが、これらは従来幾多の悪条件の累積の結果  
と思われるので、早期発見並びに是正に重点を置き強

力に実施するよう検査方法を考究し措置すべきであ  
る。

また法定検査対象組合のほか、開拓農協、酪農生産農  
協等、現在県下に一二一組合設立されているが、これ  
らの検査並びに経営指導は等閑に附されているが、各  
関係課と協調し積極的施策の検討実施が望ましい。

三 講習所における中核人材の養成並びに現職教育につ  
いて一段と努力されたい。二十九年度は長期講習生  
(一ケ年)は一三名養成するほか、現職役職員三十名  
を短期講習(二ヶ月)として再教育を実施し、その実  
を挙げていたことは結構である。しかし、これらの中  
でも現職教育は組合の経営刷新の重要な要素があると  
考料するので、今後の企画に当つては教育内容及び方  
法等について更に吟味し、より一層効率的運営を図る  
ことが肝要である。

四 農業災害補償制度の普及徹底と業務の正常なる運営  
に当つては積極的指導が望ましい。農業共済団体の運  
営の適正化並びに健全化について努力されているが補

償事業の根源をなす共済掛金の徴収成績が悪く運営上  
支障を生じている。もつとも運営上欠陥の不備事項は  
法定検査時に指摘しているが、掛金未収の累増によつ  
て、中には災害補償費を掛金と相殺し、交付している  
組合もあるようで運営上好ましくない結果を生じてい  
るが、事業趣旨の普及徹底を図り早期完全徴収せしめ  
るよう配慮すべきである。

また災害発生状況の科学的統計調査に基く損害評価の  
適正化については慎重を期されたい。

五 鳥取県果実農協連合会の強化については、三十年  
度においても引続き努力したところであるが、生産者の  
利益擁護並びに荷受機関要望の線に沿ひ三十一年度は  
是非未加入農家及び未加入組合の解消を期すべきであ  
る。

六 経理その他事務については概ね良好であるが、補助  
金及び委託金支出に対する精算書を徴し、その効果確  
認に留意されたい。

林 務 課 昭和三十年十一月十六日監査

監査委員	松 本 利 治
同	山 本 四 郎
同	大 西 節 夫
同	近 藤 伝 一

監監概況

一 森林組合の育成指導については、根本的対策を樹立  
し適切なる育成措置が必要である。即ち合併市町村内  
に於ける組合は力めて統合せしめ如き根本方針の下に  
勸奨し組織の強化と活動の活潑化を育成すべきである。  
また組合の指導と検査は本庁及び地方事務所双方にお  
いて行われているも何れも経費及び人員によく制せら  
れて不徹底であるので、むしろ地方事務所の検査陣容  
を配置強化し、その体制を整え強力に推進するのが適  
切と思料する。

二 森林土木工事の施工監督については、その体制を整  
え厳正を期すべきである。本年度林道開設事業の施工  
状況は一般林道二六路線二一、六七八米(工事費二千

七百五十八万円)奥地林道六路線八、六五六米(二千二百四十六万六千円)を新設している。これらの施工監督については既に現地監査等において強く指摘しその対策を要望しているところであるが、未だ検査規程も整備せず何等措置されないことは甚だ遺憾である。特に職員の充実強化については極めて困難と認められるが、職員配置について県全体を通じ根本的検討し、工事の適正施工に措置を講ずべきである。

なお監査当時二十九年度工事の未完了のものがあつた。三 林業経営指導員の適正配置を行い森林計画遂行に留意が必要である。現在指導員は四十三名であるが、この中、四十名が県下四三森林区を担当し三名が本課勤務であるため、この三名の定員が東、中、西部各一名あて欠員を生じている。このことについては既に地方事務所監査に指摘してゐる如く三地区で二森林区を担当している結果となつてゐる。これらの指導員は主として担当森林区の実施計画を樹立し実行してゐるのであるが、その担当事務内容も容易でなく充分手が行届

かない面があるので欠員の補充を考慮されたい。またこれらの指導員は地方事務所を本拠とすることを原則としてゐるが地区によつては駐在制を実施し、月一回程度連絡に事務所に出頭している向もあるが、地区森林区の実施計画と指導の良否は指導員の職務に対する熱意と気はく、の如何にあると考えられるので駐在員の統率と勤務状況のはあく、について充分留意されたい。

四 保安林整備について強力なる推進が必要と思われる。二十九年度末における県下の保安林は二五、三二〇町歩であつて将来これが指定計画面積を主要河川を対象に四七、二二六町歩に拡充し、保安林管理、経営の合理化を企図されていることは結構である。しかしこれが指定または解除に伴う調査は相当困難と思われるが、災害防止の面から保安林の拡充強化は緊急の要務であるので一層努力されたい。

なお前回指摘した保安林台帳整備については着手されているが、新規指定に基くもので既往年度分について

も再調査の上、その経過を記録して置くべきである。

五 造林事業は造林十ヶ年計画に基き実施してゐたが、国の経済六ヶ年計画が樹てられこれに基き造林計画も六ヶ年に短縮し造林実施の促進を図つてゐることは結構である。しかし二十九年度の施行状況を見ると造林施行計画六、〇二〇町歩(公有林七八〇町歩、私有林五、〇三五町歩、県行造林一八五町歩)に対し実績面積五、六一六町二反一畝(公有林五七九町八反九畝、私用林四、八二七町七畝、県行造林一八六町九反五畝)であり結局四〇三町七反九畝縮少してゐるが計画完遂に一層の努力を望む。

六 樹苗養成事業の推進につき一層留意されたい。県は国庫補助を得て直営により幼苗養成を実施し、また県営苗圃により山行苗を補給しているが、県下における樹苗の年間需要量の大部分は県内業者が供給している実情であつて中には、造林者、または組合自体の一部で苗圃を経営し自給しているが造林の画期的増強に伴つて優良樹苗の経済的な確保が必要と思われるので今

後森林組合自体による育成を一層助長すべきと認められるので県は幼苗の供給、技術及び経営指導に当るとともに何等かの助長策を講ずるよう慎重考究すべきである。

七 移出木炭の荷受機関設定について考慮されたい。県外移出木炭の販路拡張と価格の安定については消費地に有力荷受機関を持ち常に市況の連絡と需給の調節を図るべきであると思うので県内における出荷機関、消費地における荷受機関の設定について検討されたい。

蚕糸課 昭和三十年十一月十六日監査

監査委員 松本利治  
同 山本四郎  
同 大西節夫

一 蚕業技術指導の普及方法については、蚕業技術普及員七十六名(養蚕連職員)を委嘱しているが繭増産の

隘路が老廃桑園の改植と桑園の能培管理の合理化並びに稚蚕共同飼育の普及にある点にかんがみ普及体制の拡充と技術員の質的向上及びその積極的活動に格段の配意を望む。

二 反当り收購量が年々増加していることは結構であるが春蚕及び晩秋蚕の掃立量に比し、初秋蚕のそれが著しく落ちていることが指摘されるので考究を煩わしたす。

なお繭質の改良については生糸量歩合は相当に進歩をきたしているのであるが、優良蚕種の選定普及指導につき一層配慮が肝要である。

三 老廃桑園の改植については、年次計画のもとに本年度も引続き六百万円(国庫補助二百万円、生産収入四百万円)の予算をもつて、約九十五町歩(桑苗約百万本)を改植するべく計画したのであるが、国庫補助金の未交付により不執行に終つたことは遺憾である。本県蚕糸業復興対策の見地よりしてこれが実現に努力されたす。

農地開拓課 昭和三十年十一月十六日監査

監査委員 松本利治  
同 山本四郎  
同 大西節夫

監査概況

一 農地の交換分合の推進について、更に一層努力されたい。昭和二十五年より十ヶ年計画に基く交換分合は全体計画予定面積二万五千余町歩に対し二十九年未までその半分を終了し予定通り順調に推進している。しかしながら事業に対する指導監査等は、予算的に抑制され二十九年度分実施面積一、四八七町(十ヶ町村)に対し僅か二万四千円の旅費を計上したのみであつて事務費の計上もなく指導監督の不徹底が指摘される。また三十年度について見ても事業費は国費のみで県費の裏付措置がされていないが、適切な措置を講じ計画の推進を図るべきである。

二 買収未墾地の整理と入植開拓について一層努力されたい。二十九年末における買収された未墾地は九、三

六六町歩余に及び既に六、九四三町歩余が売渡済で、なお二、四二三町歩余が残つてゐる。この中三七二町歩が国有保存されているので結局二、〇五〇町歩の内、四〇〇町歩は入植承認を申請中のもの、或いは既に増反をし入植しているものがあり、このほか開拓不適地として見込まれているものが六〇七町歩余ある。更に売渡未了地に対する計画変更等を決定付ける実地踏査経費もなく事業推進に支障を生じているが、不適地並びに適地の計画変更等、徒らに放置することのないよう予算措置を講じ整理を急ぐべきである。また開拓適地に対する国の入植承認についても極力折衝し、早期開拓事業の促進を図る必要がある。

三 営農指導については一層創意工夫し、開拓地資力の涵養を図るべきである。ことに酪農事業の取入れは行詰つた開拓営農の打開策として最も期待されると思われるので関係箇所と連け、充分努力を致されたい。その他開拓地の営農分野は広汎に亘つてゐるが、従来屢々監査に指摘している如く入植者に対する資力の蓄積、

生活の向上にはなお一層の側面的指導が必要である。常駐指導員は現在県下に八名(二分の一国補)配置してゐるが、その活動状況は既に地方事務所監査の際指摘した如く手が充分行届かない実状である。更に各種普及員等とも一層連け、を密にし指導の万全を期するよう配意されたい。

なお保健指導についても現在保健婦二名配置しているのみで、医療施設に恵まれぬ開拓地の保健衛生は憂慮されるので未設置地区に対しては所轄保健所と充分連け、をとり遺憾のないよう配慮すべきである。

四 開拓実験農家の指定は適切な措置と認められた。二十九年年度新規事業として(事業費五万円)県下開拓地の中、五地域に実験農家五戸を指定し、それぞれの地域環境に応じた開拓地農業経営の方法を実験せしめ、その結果を取纏の地域別に発表大会を催し好成績を収めたことは真に結構である。今後は更に継続し成果を挙げしめるよう予算的措置についても配意されたい。

農業改良課 昭和三十年十一月十七日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

監査概況

一 各種普及員の整備、資質の向上及び普及活動の推進に一層の努力をせられたい。即ち農業改良普及員及び生活改善普及員ともにその担当区域が広汎に亘り普及の徹底を欠くと思われるので、普及事業は一に普及員の活動に俟つべき点にかんがみ普及員の増員整備とその資質の向上に一段の力を致すべきものと思う。普及員の活動経費の増額についても関係当局の配意を望む。また病害虫防除員は三防除所における専任職員の外果下に二一八名配置しているも、これら防除員は市町村共済農業協同組合の職員(八〇%)及びその他の職員に委嘱(年手当二、〇〇〇円)しているものであつて病害発生予察関係観察並びに果の出先機関等との連絡調整に不徹底の感があり本年度果下各地に異常発生し

た病害虫(秋ウンカが約八、九〇〇町歩)に対しこれが対策に適期を失し、その防除効果を減殺したことは遺憾であつた。

商工課 昭和三十年十一月十八日監査

監査委員 松本利治

同 山本四郎

同 大西節夫

同 近藤伝一

監査概況

一 金融引締と業界不況の現状勢に即応した信用保証協会の強化指導について対策を考究されたい。すなわちデフレの影響により、協会の代位弁済額は増加の一途を辿り、二十九年年度末においては一般分二二件、六二万七千円、火災復興分三四件、一九九百三十三万四千円に達している。従つて一般分について見るに二十九年年度の協会に対する県寄附金は六百万円(市町村一百十六万円)で基金総額は二千三十二万一千円となつ

ているが、代位弁済額六百二十七千円を差引くと基金現在額は一千四百二十九万四千円と見られるから保証現在額一億二千九百九十二万二千円を差引くと二千三百一万八千円の保証能力しかない現状である。これに対し一般分として新規保証額は八千五百万円を計画しているので、火災復興分でも廻さなければその運営はでき難い窮状に陥つてゐることが指摘される。これが根本的打開策の樹立と協会の適正運営の指導が緊要な急務と思考される。

二 中小企業設備、近代化融資制度により果費五百万円を商工組合中央金庫鳥取支所に予託し、同支所の協調融資により総額一千六十余万円を果下の重要産業の設備改善資金に貸付けを実施(申込件数五四件、決定件数三〇件)し効果を挙げているが財政事情等により三十年代から中止している。本県中小企業振興の見地から前項信用保証協会対策等とも睨み合せ関係当局の検討を望む。

三 貿易振興の対策については、輸出産業の発展を図る

ため、日本国際見本市、外各種の展示会を開催し、輸出品の宣伝、紹介及び販路開拓に努力しているが、これが運営につき更に考究の余地が認められる。すなわち本県の特殊生産物(主として木製品関係等)の技術改善及び量産或いは生産経費の合理化につき措置し、海外市場に適應する商品受注体制等につき綿密なる計画を樹立し、関係機関と連携の上、貿易振興に根本的創意工夫が肝要である。

四 商店診断の運用について一層徹底を期すべきである。商店診断を管下商工会議所の選定に基き本年度一般商店三六件、証明診断二三件、商店街診断二ヶ所等を実施するとともに講習会、研究会等を開催しているが、企画性に乏しく特に診断結果による経営合理化の指導が併行されていない。診断は外部診断(裝飾関係)のみに限らず内部診断(経理部面)についても重点的計画的に経営の実態を分析調査し合理的な運営改善を指導する必要を認められた。

なお診断員(資格者)の養成及び講師の選定について

は特に留意されたい。

五 出先機関の整備については、そのつど、強く指摘要望しているところであるが、中でも木材工業指導所等の運営については、生産及び技術面のみに偏向することなく経営経済面或いは市場性等に対する根本的対策を樹立しなければ成果を期し難いものがある。また工業試験場営業部の移転等も見送り状態となつてゐるが、何れにしても本県産業経済施策と総合企画推進に當つて試験研究機関等の使命が重大と認められるので、当局の適切なる対策が緊要である。

なお大阪事務所の拡充強化についても、しばしば指摘している如く、本県産業発展の推進を期するため速やかに措置を考究善処すべきである。

畜産課 昭和三十年十一月十八日監査

監査委員 松本利治  
同 山本四郎  
同 大西節夫

同 近藤 伝 一

監査概況  
一 因伯牛の振興対策については、助成金制度により優良牛の繋留を図り改良増殖につとめてゐるが、本目的達成のため更に強力な施策を推進すべきである。即ち本年度續二頭(牡一頭で五千円、牝二頭で六万三千円)成牛九頭(牡一頭で三千円、牝九頭で十八万六千円)を県内保留を期してゐるが、その成果は未だなお十分と認め難い面があるので助成金額並びに和牛奨励に関する本規定の運用について検討考慮されたい。

二 人工受精普及の高度化を図るため県有種牡牛購入の厳選と繋留管理に万全を期されたい。即ち種畜場を人工授精メインセンターとして、種牡牛四頭を繋養し人工授精の外、その普及率の向上による改良増殖をはかつてゐるが、二十九年十一月購入の天竜は三十年二月へい、死し、当場の運営に著しい影響を及ぼしたが、特に授精手数料に多額の減収を生じ事業の縮少を余儀な

くしてゐる実情であつたので、これら管理に當つては遺憾のないよう特に留意されたい。

三 和牛の値下り対策は全国的に考究すべき問題ではあるが、主要生産県である本県にとつて取引価格の下落は極めて重要な問題であつて生産農家経済の影響は勿論畜産団体の運営にも支障を及ぼし、ひいては因伯牛の改良増殖並びに優良牛の繋養意欲を阻害する等憂慮されるので、県としては格別の措置を講ずべきである。特に従来の生産指導方式は勿論これを継続すべきであるが、更に牡犢の育成等による畜肉市場の開拓は犢価格の安定に益するところが大であると思考するので流通経済面を考慮し育成事業を県管または団体管をもつて行うよう慎重検討の上積極的に推進されたい。

四 乳牛の導入については大山集約酪農地域の指定により新たに五ヶ年計画を樹て、乳牛五千五百頭の増殖、牛乳一日二百石の増産を目的として諸施策を計画実施中であるが、草地改良、自給飼料及び飼養施設の確保整備並びにこれらに伴う資金の獲得或いは斡旋等の総

合企画を早期に確立し、実現に格段の努力を望む。

なお酪農経営技術者養成機関については本年度財団法人山陰酪農講習所に一百万円補助金を交付したのみであつて、しかも同所の運営については種々検討の余地が多いと認められるので、立地条件その他を考慮しその目的達成に最も適合する養成機関の新設に根本的検討を加えられたい。

水産課 昭和三十年十一月十八日監査

監査委員 松本利治  
同 山本四郎  
同 大西節夫  
同 近藤 伝 一

一 沿岸漁業振興対策については、適切な予算措置を講じ強力な施策の遂行が必要と思われる。近代漁業の発達の影響はいき沿岸漁民の死活の問題として近年来重要視されているが二十九年度において県が支出し対策

費は新規事業の浅海開発事業費を含め六百七十五万余円であつて、この中国庫補助額一百八十六万五千円あり、県費裏付はほとんど業界及び地元寄附金に依存し、純県費僅か六十九万余円である。予算は出漁漁船に対する準備資金利子補給金等合せて九十九万余円の純県費財源を見込まれていたが全額執行保留している。本県沿岸漁業の振興上一層積極的に施策を講じ不振の打開を図るよう予算的措置が望ましい。

二 漁業信用基金協会の育成強化を推進されたい。単協の信用事業の強化、農村漁業資金の獲得に努むべきことは勿論であるが、之が意の如くならない今日日本漁業信用基金協会の保証力の増強と適正なる運営は急務と思われる。県は同協会に対し二十八年度二百万円、二十九年度六百万円、計八百万円を出資しているのであるが、更に増額出資を考究し保証限度の拡大と適切な運用を指導すべきである。

三 漁業協同組合の育成強化並びに指導については指導体制を整え強力に推進されたい。現在県下における漁

協は四十六組合、連合会二、その他十六組合あるが、二十九年法定検査は単位組合を対象とし、この中、三十九(内六は再建整備法に基くもの)実施しているが、その結果から見るといづれも経済情勢の変動によつてその経営が行詰りとなり、不振の一途を辿つていようであるので検査後の指導を強化し、自主再建の方途を講じさせ更に弱小組合の統合整備等については根本的対策を樹ててその促進を図るべきである。

なお当該の指導体制は係長以下三名であり、県下の水産業団体に対する指導監督は容易でない面が窺れるので課内人事の適正配置換を行い、その体制を強化するよう配慮が必要である。

四 米子養魚場に対する敷地の問題については前回も指摘した如く現在なお未解決として放置されていることは甚だ遺憾である。早期解決に努力されたい。

なお当該の運営についても特に配慮すべきである。

五 水産試験場運営上の諸問題については、さきに当該の監査に強く指摘要望した通り当該としても実情を調

査し、根本的対策を樹て真に業界発展のための試験研究機関とするよう配慮すべきである。

六 いわし巾着網漁業は、鳥根県との協定に基き知事許可として二〇統を許可しているが、その中、大臣許可一三統含まれており、知事單獨許可は七統であつて、いづれも零細組合であり到底巾着船を確保し操業するまでにはいかないため、先進地の業者より乗組員の技術養成、漁場経営及び経理指導を受ける一方、組合はこれに対して出資金の積立、歩合金の積立する等条件のもとに備船し、これに一ヶ年間の許可を与えている実状であるが、その成果につき当該は確認検討を加え、これに基き将来の許可並びに今後の機船漁業の進展策を考究するよう留意されたい。

耕地課 昭和三十年十一月十八日監査  
 監査委員 松本利治  
 同 山本四郎  
 同 大西節夫

監査概況 同 近藤 伝 一

一 北条浜畑地かんがい事業は県営事業として昭和二十七年より着手し、年次計画をもつて本年度迄に、三千七百七十万余円のかんがい事業を実施してきたのであるが、財政、その他の事情により当初計画に基く実施が困難をきたしている。本地域は県の中央部に位し畑地六百十五町歩を擁するほう、大なる砂丘地で全体計画の完遂にはなお相当年月を要すると思はれるので既設事業約四十五町歩の早期活用に対する実施計画の樹立が肝要と認められた。

なお末端地域を補助対象とすることについても当局は関係省に対し強く要請されたい。

二 団体管土地改良事業は総額三千五百四十万余円を以つて実施し、管下土地改良区その他事業主体に対し三千三十一万五千円を交付しているが、これら農業土木事業の適確なる施行については従来監査に指摘要望したところ、本年度より土地改良事業検査要定を制定し

厳正な検査を実施していることは真に結構である。しかしながら従来の実績から見ても一層検査指導を強化すべきものと考えられ、更に検査のみに限らず事業主体の経理その他事務の指導についても努力し団体の健全な育成を図るよう考慮されたい。

三 昭和二十五年実施に係る大口堰用水改良事業に対する寄附金の未收整理については、あらゆる機会に指摘し当局を督促しているが、本年度一部納付されたけれどもなお完納となっていないので、関係者と協議し早急処理されたい。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発 行 日 火、 金

行 鳥 取 県 鳥 取 市 東 町 取 縣 刷 所  
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 刷 所  
鳥 取 縣 鳥 取 市 東 町 取 縣 刷 所  
鳥 取 縣 刷 所